

【令和8年4月1日施行】

# 学 則

吉田学園医療歯科専門学校

# 吉田学園医療歯科専門学校学則

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、社会における医療体制を充実させ、地域社会に貢献するために、豊かな教養と人格及び専門的な知識と技能を備えた優れた医療従事者を育成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、吉田学園医療歯科専門学校と称する。

(位 置)

第3条 本校は、札幌市中央区南3条西1丁目11番1号に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

## 第2章 課程、学科、修業年限、定員

(課程、学科、修業年限、定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

分 野	課 程	学 科	昼夜の別	修業年限	入学定員	総定員	学級数
医 療	専門課程	救急救命学科	昼 間	3年	100人	300人	6学級
医 療	専門課程	臨床工学科	昼 間	3年	40人	120人	3学級
医 療	専門課程	臨床検査学科	昼 間	3年	40人	120人	3学級
医 療	専門課程	視能訓練学科	昼 間	3年	50人	150人	3学級
医 療	専門課程	歯科衛生学科	昼 間	3年	50人	150人	3学級
医 療	専門課程	歯科技工学科	昼 間	2年	35人	70人	2学級
商業実務	専門課程	医療事務ク拉克学科	昼 間	2年	40人	80人	2学級

(在学年限)

第6条 本校に在学することができる期間は、修業年限の倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

(学年、学期の終始期)

第7条 学年は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

2 学年を分けて2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

3 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ぬ事情があるときは、前項の規定にかかわらず、それぞれの学科において、前後期の終始期を変更することができる。

(休 業 日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日。

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める日。

(3) 吉田学園創立記念日 9月15日。

- (4) 夏季休業日、秋季休業日、冬季休業日、春季休業日。
- 2 前項(4)の休業日については各学科及び学年毎に、年度当初に校長が定める。
  - 3 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ぬ事情があるときは、第1項の休業日に授業を行うことができる。
  - 4 校長は、必要により第1項の休業日を臨時に変更することができる。
  - 5 第1項に定めるもののほか、校長は臨時の休業日を定めることができる。

### 第3章 教育課程、授業単位数、職員組織

(教育課程、授業単位数、始業及び終業)

第9条 本校の教育課程、単位数及び配当基準年次は、別表第1のとおりとする。

- 2 別表第1に定める授業時数の1単位時間は45分とする。
- 3 本校の始業及び終業の時刻は、校長が別に定める。

(単位計算方法)

第10条 本校の授業科目の授業科目の単位計算方法は、1単位の授業時数を45時間の修得を必要とする内容を持って構成することを標準とし、授業の方法に応じ次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習にあっては15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技にあっては30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。

(成績評価、単位の授与)

第11条 授業科目の成績評価及び単位の授与は、定期試験、授業担当者が必要に応じて実施する試験、課題、レポート並びに平素の学習活動等を総合的に勘案して行う。

- 2 各科目の出席時数が既定の時数に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。
- 3 成績の評価は100点満点とし、S(90点以上)、A(89点から80点)、B(79点から70点)、C(69点から60点)、D(60点未満)をもって表示し、S、A、B及びCを合格とし所定の単位を授与する。

ただし、実習・集中講義及び入学前に取得し学校が認定する単位等特別な場合は、認定単位とし、「N」をもって表示することができ、5段階評定法の「C」以上にあたる。

- 4 その他成績評価及び単位の授与に関する詳細は別に定める。

(他の専修学校等における授業科目の履修等)

第12条 学生が本校在学中に行った、他の専修学校の専門課程における授業科目の履修及び、大学等における学修について教育上有益と認めるときは、本校において履修したものとして認定することができる。

ただし、当該学科の修了に必要な総単位数の2分の1を超えないものとする。

- 2 前項により認定されるものの詳細については別に定める。

(入学前の授業科目の履修等)

第13条 学生が本校に入学する前に行った、他の専修学校の専門課程における授業科目の履修及び、大学等における学修について教育上有益と認めるときは、本校において履修したものとして認定することができる。

- 2 前項により認定されるものの詳細については別に定める。
- 3 前二項により本校において履修したものとして認定することができる単位数は、前条により本校において履修したものと合わせて当該学科の修了に必要な総単位数の2分の1を超えないものとする。

(職員組織)

第14条 本校に校長、教員、講師、事務職員、その他必要な職員を置く。

2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

(会議)

第15条 校長は、学校の適切な運営及び教育の充実を図るため、各種会議を置く。

2 会議の種類、構成及び運営に関し、必要な事項は校長が定める。

## 第4章 入学、休学、退学及び卒業

(入学資格)

第16条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者。

(2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。

(3) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。

(4) 文部科学大臣の指定した者。

(5) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）。

(6) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者。

(7) その他本校において、個別の入学審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者。

(入学時期)

第17条 本校の入学時期は、学年の初めとする。

(入学手続、許可)

第18条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

(1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第32条に定める入学検定料及び別に定める書類を添えて指定期日までに提出しなければならない。

(2) 前号の手続きを終了した者に対して募集要項に定める選考方法により、合格者を決定する。

(3) 本校の入学許可を受けようとする者は、所定の誓約書に入学金及び授業料等を添え、指定の期日までに提出しなければならない。

(4) 前号に定める手続きが所定の期日までに行われないうとき、又は出願書類及びその他の書類に虚偽の記載があるときは、入学の許可を取り消すことがある。

(転入学及び編入学)

第19条 本校に転入学又は編入学を志望する者がいるとき、校長は欠員のある場合に限り、選考の上転入学又は編入学を許可することができる。

2 前項の規定により転入学又は編入学を許可された者の既に修得した授業科目、単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、校長が定める。

3 転入学及び編入学に必要な事項は別に定める。

(転学及び転科)

第20条 学生が他の学校への転学又は他の学科への転科を希望するときは、理由を記した書類を添えて、校長に願い出て許可を受けなければならない。

2 転学及び転科に必要な事項は別に定める。

(欠 席)

第21条 学生が病気その他やむを得ない理由により欠席しようとするときは、欠席届を校長に提出しなければならない。

(休 学)

第22条 病気その他やむを得ない理由により、就学することのできない者は、校長の許可を得て休学することができる。

2 前項の理由が病気による場合は、医師の診断書を添付して願い出なければならない。

3 病気のため就学が不相当と認められる者に対しては、校長は休学を命ずることができる。

4 休学期間は、引続き1年を超えることはできない。ただし、特別の理由がある場合校長は1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

5 休学期間は通算して修業年限を超えることはできない。

6 休学期間は第6条の在学年限に算入しない。

(復 学)

第23条 休学期間満了の場合、又は休学期間中にその理由が消滅したときは、復学の許可を願い出るものとし、校長の許可を得て復学することができる。

(退 学)

第24条 退学しようとする者は、理由を記した書類を添えて、校長の許可を受けなければならない。

(除 籍)

第25条 次の各号の一つに該当する者は、所定の会議の議を経て校長は除籍することができる。

(1) 死亡又は長期行方不明の者。

(2) 病気その他の理由で成業の見込みがないと認められた者。

(3) 授業料、その他学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者。

(4) 第6条に定める在学年限内に卒業ができないことが確定した者。

(5) 第22条に定める休学期間を超えても、なお復学もしくは退学の手続きをしない者。

(復 籍)

第26条 前条各号の事由によって除籍された者が、除籍の事由が解消され、かつ、復籍願を校長に提出した場合は、所定の会議の議に諮り、復籍を認めることがある。

2 復籍を許可されたものに対し必要な事項は別に定める。

(卒業・課程修了の認定)

第27条 校長は、教育課程の定めるところにより、各学科を修業年限以上在学し、教育指導計画に従って次の各号に定める単位数以上を修得し、その成果が満足できると認められたときは、所定の会議の議を経て各学年の課程の修了又は卒業を認定する。

(1) 救急救命学科 106単位以上

(2) 臨床工学科 134単位以上

(3) 臨床検査学科 138単位以上

(4) 視能訓練学科 109単位以上

(5) 歯科衛生学科 118単位以上

(6) 歯科技工学科 77単位以上

(7) 医療事務ク拉克学科 86単位以上

2 校長は、卒業を認定した者に対して別記第1号様式の卒業証書を授与する。

3 本校の救急救命学科を卒業した者には救急救命士国家試験、臨床工学科を卒業した者には臨床工学科技士国家試験、臨床検査学科を卒業した者には臨床検査技師国家試験、視能訓練学科を卒業した者には視能訓練士国家試験、歯科衛生学科を卒業した者には歯科衛生士国家試験、歯科技工学科を卒業した者には歯科技工士国家試験の受験資格が与えられる。

4 各学年における進級要件は別に定める。

(称号の授与)

第28条 前条により、医療専門課程救急救命学科、臨床工学科、臨床検査学科、視能訓練学科、歯科衛生学科、歯科技工学科を修了した者は、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。また商業実務専門課程医療事務クラーク学科を修了した者は、専門士（商業実務専門課程）の称号を授与する。

## 第5章 科目等履修生

(科目等履修生)

第29条 本校において開設する授業科目に対し、本校学生以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。

## 第6章 賞 罰

(褒 賞)

第30条 学生が成績、性行ともに優れ、他の模範となるときは、校長は所定の会議に諮り褒賞することができる。

(懲 戒)

第31条 校長は、本校の規則若しくは命令に違反し、又は本校の学生としての本分に反する行為があった場合等において、教育上必要と認められる場合には、学生に対し懲戒を加えることができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号に該当する場合にこれを命ずる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。

(3) 正当な理由がなくて出席が常でない者。

(4) 本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者。

## 第7章 入学金及び授業料等

(納付金)

第32条 授業料、入学金その他の費用は、別表第2のとおりとする。ただし、経済情勢の変化その他相当の事由がある場合には、変更することができる。

(納付金の納入時期)

第33条 学生は前条に定める納付金を、所定の期日までに納入しなければならない。納入方法については別に定める。

(納入金の不返還)

第34条 既納の納入金は、いかなる理由があっても返還しない。ただし、入学辞退の申し出があった場合に限り、入学金を除く納入金を返還する場合がある。

(納入の特例)

第35条 特待生や休学等により特別の事由が発生したときは、第32条及び第33条の規定にかかわ

らず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

## 第8章 健康管理

(健康診断)

第36条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

## 第9章 附帯教育事業

(附帯教育)

第37条 本校は、附帯教育事業として、次のとおり別科を設置する。

科名	昼夜の別	修業期間	授業時数	総定員
メディカルトレーニング	昼間	1年以内	400時間以内	200人
メディカルトレーニング	夜間	1年以内	400時間以内	200人

2 別科の入学料、授業料、教育課程その他必要な事項は、別に定める。

## 第10章 雑則

(施行細則)

第38条 この学則の施行についての細則は、別に定める。

### 附 則

この学則は、平成19年4月1日から実施する。

### 附 則

この学則は、平成20年4月1日から実施する。(第27条、別記第1号様式(第26条関係)の改正)

### 附 則

この学則は、平成21年4月1日から実施する。(別表第1(救急救命学科カリキュラム)の改正)

### 附 則

この学則は、平成22年4月1日から実施する。  
(第9条、別表第1(救急救命学科、視能訓練学科、歯科衛生学科カリキュラム)の改正)

### 附 則

この学則は、平成22年7月1日から実施する。(第36条の改正)

### 附 則

この学則は、平成23年4月1日から実施する。  
(教育課程の変更による第9条、別表第1(第9条関係)の改正。医療秘書学科開設及び納付金変更による第5条、第6条、第9条、別表第1(第9条関係)、別表第2(第31条関係)、別記第1号様式(第26条関係)の改正)

### 附 則

この学則は、平成24年2月1日から実施する。  
(専門士の称号付与により、第27条、別記第1号様式(第26条関係)の改正)

### 附 則

この学則は、平成25年4月1日から実施する。ただし変更後の歯科技工学科修業年限変更による関係条文(第5条、第9条及び別表第1(第9条関係)、別記第1号様式(第26条関係))について、実施日の前日に歯科技工学科に在籍する学生は、なお従前の例による。

(歯科技工学科修業年限変更による関係条文(第5条、第9条及び別表第1(第9条関係)、別記第1号様式(第26条関係))及び文言整理による関係条文(第6条、第7条、第8条、第11条、第14条、第16条、第18条、第19条、第20条、第22条、第25条、第26条、第27条、第30条、第31条、第32条、第33条、第36条)の改正)

### 附 則

この学則は、平成26年4月1日から実施する。ただし変更後の臨床工学科および視能訓練学科並びに歯科衛生学科教育課程変更による関係条文(第9条及び別表第1(第9条関係))について、実施日の前日

に在籍する学生は、なお従前の例による。

(第9条、別表第1(第9条関係)の改正)

#### 附 則

この学則は、平成27年4月1日から実施する。ただし変更後の医療事務クラーク学科名称変更及び教育課程変更による関係条文(第5条、第9条及び別表第1(第9条関係)、第27条、別表第2(第31条関係))について、実施日の前日に在籍する学生は、なお従前の例による。

(第5条、第9条及び別表第1(第9条関係)、第27条、別表第2(第31条関係)の改正)

#### 附 則

この学則は、平成28年4月1日から実施する。ただし変更後の臨床検査学科の開設による関係条文及び納付金変更による関係条文並びに視能訓練学科及び歯科衛生学科教育課程変更による関係条文(第5条、第9条及び別表第1(第9条関係)、第26条、別表第2(第31条関係)、別記第1号様式(第26条関係))について、実施日の前日に在籍する学生は、なお従前の例による。

(臨床検査学科の開設による関係条文(第5条、第9条及び別表第1(第9条関係)、第26条、別表第2(第31条関係)、別記第1号様式(第26条関係))及び納付金変更による関係条文(別表第2(第31条関係))並びに視能訓練学科及び歯科衛生学科教育課程変更による関係条文(第9条及び別表第1(第9条関係))、卒業証書変更による関係条文(別記第1号(第26条関係))の改正)

#### 附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

(臨床検査学科の称号の付与による関係条文(第27条、別記第1号様式(第26条関係))及び救急救命学科、臨床工学科、視能訓練学科並びに歯科衛生学科の卒業証書変更による関係条文(別記第1号様式(第26条関係))の改正)

#### 附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし変更後の臨床工学科および医療事務クラーク学科の教育課程変更による関係条文(第9条、別表第1(第9条関係))について、実施日の前日に在籍する学生は、なお従前の例による。

(教育課程変更による関係条文(第9条、別表第1(第9条関係))の改正)

#### 附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし変更後の教育課程変更による関係条文(第9条、別表第1(第9条関係))について、実施日の前日に在籍する学生は、なお従前の例による。

(文言変更による関係条文(第1条)、及び教育課程変更による関係条文(第9条、別表第1(第9条関係)、卒業証書変更による関係条文(別記第1号様式(第26条関係))の改正)

#### 附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、視能訓練学科及び歯科技工学科の教育課程変更による関係条文(第9条、別表第1(第9条関係))について、施行日の前日に在籍する学生及び歯科技工学科の既卒者は、なお従前の例による。

#### 附 則

この学則は、令和4年4月1日から実施する。ただし、変更後の臨床検査学科の教育課程変更による関係条文(第9条、別表第1(第9条関係)の改正)について、施行日の前日に在籍する学生は、なお従前の例による。

(第26条の追加、第9条、別表第1(第9条関係)の改正)

#### 附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、変更後の臨床工学科の教育課程変更による関係条文(第9条、別表第1(第9条関係))の改正について、施行日の前日に在籍する学生は、なお従前の例による。

(第9条、別表第1(第9条関係)の改正)

#### 附 則

この学則は、令和6年4月1日から実施する。ただし、変更後の視能訓練学科及び歯科衛生学科の教育課程変更による関係条文(第9条、別表第1(第9条関係))の改正について、施行日の前日に在籍する学生は、なお従前の例による。

(納付金変更による関係条文別表第2(第32条関係)及び、教育課程変更による関係条文第9条、別表第1(第9条関係)の改正)

#### 附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、変更後の臨床検査学科及び医療事務クラーク学科の教育課程変更による関係条文(第9条、別表第1(第9条関係))の改正について、施行日の前日に在籍する学生は、なお従前の例による。

(教育課程変更による関係条文(第9条、別表第1(第9条関係))の改正)

**附 則**

この学則は、令和8年4月1日から施行する。(別表第2(第32条関係)の改正)

**附 則**

この学則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、施行日の前日に在籍する学生は、なお従前の例による。(学校教育法の一部改訂による第9条～第13条、第16条、第27条、第28条、第29条、別表1(第9条関係)、別記第1号様式(第27条関係)の改正)

別表第1 (第9条関係)

救急救命学科カリキュラム

区分	教育内容	指定規則 必要単位数	授業科目	1学年	2学年	3学年	履修 時間	履修 単位
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と人間生活	8	理科総合	20			20	1
			国語・文章理解	30			30	2
			表現基礎	30			30	2
			情報処理	30			30	1
			生命と健康	20			20	1
			教養Ⅰ	60			60	4
			教養Ⅱ		60		60	4
			教養Ⅲ			180	180	12
			心理学	20			20	1
			医療機器管理	20			20	1
	小計					470	29	
専門基礎分野	人体の構造と機能	4	形態機能学Ⅰ（解剖、身体機能）	60			60	4
			形態機能学Ⅱ（生理、生化学）	30			30	2
			救命応用			45	45	3
	小計					135	9	
専門基礎分野	疾患の成り立ちと回復の過程	4	病理学	30			30	2
			薬理学	20			20	1
			感染症と予防		20		20	1
			臨床検査・放射線	30			30	2
			研究基礎			20	20	1
	小計					120	7	
専門基礎分野	健康と社会保障	2	健康と社会保障	30			30	2
			小計				30	2

救急救命学科カリキュラム (つづき)

区分	教育内容	指定規則 必要単位数	授業科目	1学年	2学年	3学年	履修 時間	履修 単位
専門分野	救急医学概論	6	救急医療概論 救命処置 看護学概論 生命倫理 総合臨床救急 小計	45 45	20 16	60	45 45 20 16 60 186	3 3 1 1 4 12
	救急症候・病態生理学	8	心肺停止Ⅰ 心肺停止Ⅱ ショック・循環不全 救急病態生理学Ⅰ 救急病態生理学Ⅱ 小計	16 30	30 20 30		16 30 20 30 30 126	1 2 1 2 2 8
	疾病救急医学	8	呼吸器・循環器系疾患 消化器・泌尿器系疾患 神経系疾患 血液・内分泌・代謝性疾患 小児・新生児・高齢者疾患 筋骨格・皮膚・感覚器疾患 産婦人科疾患 精神障害 小計		20 20 20 20 20 20 20 16		20 20 20 20 20 20 20 16 156	1 1 1 1 1 1 1 1 8
	外傷救急医学	4	外傷総論 外傷各論・小児・高齢者 特殊外傷各論 小計	30	20	16	30 20 16 66	2 1 1 4
	環境障害・急性中毒学	1	中毒各論・環境障害 小計		20		20 20	1 1
	臨地実習	25	基礎演習 応急処置Ⅰ 応急処置Ⅱ 救急処置 総合シミュレーションⅠ 総合シミュレーションⅡ 救急車同乗実習 救急病院実習 小計	90 135	90 135 45 180	315 180	90 135 90 315 135 180 45 180 1,170	2 3 2 7 3 4 1 4 26
	各学年前期後期合計				821	842	816	2,479

臨床工学科カリキュラム

区分	教育内容	指定規則 必要単位数	授業科目	1 学年	2 学年	3 学年	履修 時間	履修 単位
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活 社会の理解	14	心理学	16			16	1
			表現基礎	30			30	2
			生物学	30			30	2
			物理学	30			30	2
			数学	30			30	2
			英語 I	30			30	2
			英語 II		30		30	2
			化学	16			16	1
	小計					212	14	
専門基礎分野	人体の構造及び機能	6	人体の構造及び機能 I	30			30	2
			人体の構造及び機能 II	30			30	2
			解剖学	30			30	2
			臨床生化学 I	30			30	2
			基礎医学実習	30			30	1
			小計				150	9
	臨床工学に必要な医学的基礎	9	公衆衛生学			16	16	1
			病理学概論	30			30	2
			臨床生理学		30		30	2
			臨床生化学 II	16			16	1
			臨床免疫学		16		16	1
			臨床薬理学			16	16	1
関係法規 I			16	16	1			
関係法規 II				16	16	1		
医学の歴史	16				16	1		
組織概論	16				16	1		
	小計					188	12	
臨床工学に必要な理工学的基礎	16	応用数学	30				30	2
		電気工学 I	30				30	2
		電気工学 II	30				30	2
		物理学実習	30				30	1
		電子工学 I	30				30	2
		電子工学 II		30			30	2
		計測工学	30				30	2
		電気工学実習	30				30	1
		電子工学実習		30			30	1
		機械工学		30			30	2
		理工学演習 I		30			30	1
		理工学演習 II				30	30	1
		小計						360
臨床工学に必要な医療情報技術とシステム工学の基礎	7	システム工学 I	30				30	2
		システム工学 II		30			30	2
		情報処理	15				15	1
		医用機器学実習		22			22	1
		医用統計学				16	16	1
	小計					113	7	

臨床工学科カリキュラム(つづき)

区分	教育内容	指定規則 必要単位数	授業科目	1 学年	2 学年	3 学年	履修 時間	履修 単位	
専 門 分 野	医用生体工学	7	医用工学概論 I	30			30	2	
			医用工学概論 II		30		30	2	
			医用工学演習			30		30	1
			バイオメカニクス			30		30	2
			物性工学	30				30	2
			材料工学			30		30	2
	小計						180	11	
	医用機器学及び臨床支援技術	10	医用機器学概論 I	30				30	2
			医用機器学概論 II		30			30	2
			医用機器学概論 III			30		30	2
医用治療機器学 I				30			30	2	
生体計測装置学 I				30			30	2	
生体計測装置学 II				30			30	2	
放射線工学						16		16	1
臨床支援技術学実習					30	30	1		
小計						226	14		
生体機能代行技術学	12	生体機能代行装置学 I (呼吸器系・循環系・代謝系)	16				16	1	
		生体機能代行装置学 II (呼吸器系・循環系・代謝系)		136			136	9	
		生体機能代行装置学 III (呼吸器系・循環系・代謝系)			48		48	3	
		生体機能代行装置学実習 I		44			44	1	
		生体機能代行装置学実習 II				60		60	2
		小計						304	16
医療安全管理学	6	医用機器安全管理学 I		30			30	2	
		医用機器安全管理学 II		30			30	2	
		医用機器安全管理学 III			30		30	2	
		医用機器安全管理学実習			30		30	1	
		医用治療機器学 II			30		30	2	
小計						150	9		
関連臨床医学	7	臨床医学総論 I	30				30	2	
		臨床医学総論 II		30			30	2	
		臨床医学総論 III			60		60	4	
		呼吸器学		30			30	2	
		循環器学		30			30	2	
感染症学				16		16	1		
小計						196	13		
臨床実習	7	臨床実習			210	210	7		
小計						210	7		
その他	3	卒業研究			136	136	3		
小計						136	3		
各学年前期後期合計				801	818	806	2,425	134	

臨床検査学科カリキュラム

区分	教育内容	指定規則 必要単位数	授業科目	1 学年	2 学年	3 学年	履修 時間	履修 単位
基礎 分野	科学的思考の基盤 人間と生活 社会の理解	14	心理学	16			16	1
			国語表現法	16			16	1
			社会学	16			16	1
			英語 I	30			30	2
			英語 II	30			30	2
			化学	30			30	2
			物理学	30			30	2
			生物学	30			30	2
			数学	30			30	2
			統計学		16		16	1
	小計					244	16	
専門 基礎 分野	人体の構造と機能	8	解剖学	46			46	3
			基礎生化学	16			16	1
			基礎生化学演習	30			30	2
			基礎生理学	30			30	2
			薬理学		16		16	1
		小計				138	9	
	臨床検査の基礎と その疾病との関連	5	基礎病理学	30			30	2
			基礎血液学	30			30	2
			基礎免疫学	30			30	2
			基礎微生物学	30			30	2
	小計				120	8		
保健医療福祉と臨床検査	4	公衆衛生学	30			30	2	
		関係法規	16			16	1	
		保健医療福祉概論	16			16	1	
	小計				62	4		
医療工学及び医療情報	4	情報科学	16			16	1	
		コンピュータ演習	16			16	1	
		医療工学概論	16			16	1	
		医療工学演習		16		16	1	
		検査機器総論	16		16	16	1	
	小計				80	5		
専門 分野	病態学	7	臨床医学総論	30			30	2
			臨床検査医学総論	30			30	2
			臨床検査医学総論演習	30			30	2
			検査管理学総論		30		30	2
				小計				120

臨床検査学科カリキュラム (つづき)

区分	教育内容	指定規則 必要単位数	授業科目	1 学年	2 学年	3 学年	履修 時間	履修 単位
専門分野	血液学的検査	4	血液検査学	30			30	2
			血液検査学実習		60		60	2
			小計				90	4
	病理学的検査	5	病理検査学		46		46	3
			病理検査学実習		90		90	3
	小計					136	6	
	尿・糞便等一般検査	3	臨床検査学総論Ⅰ	16			16	1
			臨床検査学総論Ⅱ		16		16	1
臨床検査学総論実習Ⅰ			30			30	1	
臨床検査学総論実習Ⅱ				30		30	1	
医動物学			16			16	1	
小計					108	5		
生化学的検査・ 免疫学的検査	6	生化学検査分析学		46		46	3	
		生化学検査分析学実習		60		60	2	
		免疫検査学		46		46	3	
		免疫検査学実習		60		60	2	
		放射性同位元素検査技術学		16		16	1	
小計					228	11		
遺伝子関連・染色体検査	2	遺伝子検査学Ⅰ	16			16	1	
		遺伝子検査学Ⅱ		16		16	1	
		遺伝子検査学実習Ⅰ	30			30	1	
		遺伝子検査学実習Ⅱ		30		30	1	
小計					92	4		
輸血・移植検査	4	輸血・移植検査学Ⅰ	16			16	1	
		輸血・移植検査学Ⅱ		16		16	1	
		輸血・移植検査学実習Ⅰ	30			30	1	
		輸血・移植検査学実習Ⅱ		30		30	1	
小計					92	4		
微生物学的検査	6	微生物検査学		46		46	3	
		微生物検査学実習		90		90	3	
小計					136	6		
生理学的検査	10	臨床生理検査学Ⅰ	30			30	2	
		臨床生理検査学Ⅱ		16		16	1	
		臨床生理検査学実習Ⅰ	30			30	1	
		臨床生理検査学実習Ⅱ		60		60	2	
		画像検査学Ⅰ	16			16	1	
		画像検査学Ⅱ		16		16	1	
		画像検査学実習		60		60	2	
小計					228	10		

臨床検査学科カリキュラム (つづき)

区分	教育内容	指定規則 必要単位数	授業科目	1学年	2学年	3学年	履修 時間	履修 単位
専門分野	臨床検査総合管理	6	医療情報管理学	16			16	1
			臨床検査総合演習			120	120	4
			臨床検査総合			30	30	2
			臨床病理学			30	30	2
			臨床血液学			30	30	2
			臨床免疫学			30	30	2
			臨床微生物学			30	30	2
			臨床輸血・移植検査学			30	30	2
			臨床生化学			30	30	2
			臨床生理学			30	30	2
			臨床検査学			30	30	2
			小計			406	23	
	医療安全管理	2	医療安全管理学	16			16	1
			医療安全管理学演習	16			16	1
			小計			32	2	
	臨地実習	12	実習準備			30	30	1
			臨地実習			540	540	12
			小計			570	13	
各学年前期後期合計				994	928	960	2,882	138

視能訓練学科カリキュラム

区分	教育内容	指定規則 必要単位数	授業科目	1学年	2学年	3学年	履修 時間	履修 単位	
基礎分野	科学的思考の基礎 人間と生活 社会の理解	14	生命科学	30			30	2	
			国語表現法	30			30	1	
			数学・統計学	30			30	2	
			心理学	30			30	2	
			倫理学		16		16	1	
			研究法		30		30	1	
			教養Ⅰ	30			30	2	
			教養Ⅱ		30		30	1	
			教養Ⅲ				60	60	2
			小計					286	14
専門基礎分野	人体の構造と機能 及び心身の発達	8	保育学	30			30	2	
			解剖生理学	60			60	4	
			視器の機能解剖生理学	30			30	2	
	小計					120	8		
	疾病と障害の成り立ち 及び回復過程の促進	9	公衆衛生学	30			30	2	
			医療安全論	30			30	2	
			薬理学		30		30	2	
			病理学Ⅰ	30			30	2	
			病理学Ⅱ		30		30	2	
	高次脳機能障害学			16		16	1		
	小計					166	11		
	視覚機能の基礎と 検査機器	8	視覚生理学Ⅰ	30			30	1	
			視覚生理学Ⅱ	30			30	2	
視覚生理学Ⅲ			30			30	2		
視能検査実習Ⅰ			30			30	1		
視能検査実習Ⅱ				30		30	1		
眼科検査実習Ⅰ				30		30	1		
眼科検査実習Ⅱ				30		30	1		
小計					210	9			
保健医療福祉と視能障害の リハビリテーションの理念	7	社会福祉	16			16	1		
		リハビリテーション実習	46			46	1		
		視能訓練士総論		60		60	2		
		関係法規		16		16	1		
		ロービジョン学		30		30	2		
小計					168	7			

視能訓練学科カリキュラム(つづき)

区分	教育内容	指定規則 必要単位数	授業科目	1 学年	2 学年	3 学年	履修 時間	履修 単位
専門分野	基礎視能矯正学	12	生理光学	30			30	2
			眼鏡・コンタクトレンズ学		60		60	4
			視能矯正学Ⅰ	30			30	2
			視能矯正学Ⅱ	30			30	2
			視能矯正学Ⅲ		60		60	4
小計					210	14		
専門分野	視能検査学	11	生理光学実習Ⅰ	30			30	1
			生理光学実習Ⅱ	30			30	1
			生理光学実習Ⅲ		30		30	1
			生理光学実習Ⅳ		30		30	1
			視能矯正学実習Ⅰ		30		30	1
視能矯正学実習Ⅱ		60		60	2			
総合実習		30		30	1			
視能学実習			90		90	3		
小計					330	11		
専門分野	視能障害学	6	眼科学実習Ⅰ	30			30	1
			眼科学実習Ⅱ		30		30	1
			眼疾病学Ⅰ		30		30	2
			眼疾病学Ⅱ		30		30	2
			神経眼科学		30		30	2
小計					150	8		
専門分野	視能訓練学	10	視能訓練学		46		46	1
			視能学			180	180	6
			視能学特論			60	60	4
小計					286	11		
専門分野	臨地実習	16	臨地実習Ⅰ	80			80	2
			臨地実習Ⅱ		40		40	1
			臨地実習Ⅲ			40	40	1
			眼科施設実習			480	480	12
小計					640	16		
各学年前期後期合計				802	854	910	2,566	109

歯科衛生学科カリキュラム

区分	教育内容	指定規則 必要単位数	授業科目	1 学年	2 学年	3 学年	履修 時間	履修 単位	
基礎 分野 (必修)	科学的思考の基盤 人間と生活	10	生物学	16			16	1	
			化学	16			16	1	
			臨床心理学		30		30	2	
			生命と健康		30		30	2	
			歯科英語	30			30	2	
			情報処理実習	30			30	1	
			表現基礎	60			60	2	
			小計					212	11
専門 基礎 分野 (必修)	人体（歯・口腔を除く。） の構造と機能 歯・口腔の構造と機能 疾病の成り立ち及び 回復過程の促進	15	解剖学	30			30	2	
			組織・発生学・口腔解剖学・ 歯牙解剖学	60			60	4	
			歯型彫刻実習	30			30	1	
			生理学	30			30	2	
			生化学	16			16	1	
			病理学	30			30	2	
			微生物学	30			30	2	
			薬理学	30			30	2	
			小計					256	16
				歯・口腔の健康と予防に 関わる人間と社会の仕組み	7	口腔衛生学	60		
歯科衛生統計(演習含む)		30					30	1	
衛生学・公衆衛生学	30						30	2	
衛生行政・関係法規						20	20	1	
社会福祉概論						30	30	2	
小計					170	10			

歯科衛生学科カリキュラム（つづき）

区分	教育内容	指定規則 必要単位数	授業科目	1学年	2学年	3学年	履修 時間	履修 単位	
専門分野 (必修)	歯科衛生士概論	2	歯科衛生士概論 生命・医療倫理学 小計	16	16		16 16 32	1 1 2	
	臨床歯科医学	8	保存修復学 歯内療法・歯周療法学 歯科補綴学 口腔外科・歯科麻酔学 小児歯科学 矯正歯科学 歯科放射線学 高齢者歯科学 障害者歯科学 小計	20 30 30 30	40 30 30	30 30	20 40 30 30 30 30 30 30	1 2 2 2 2 2 2 2	
	歯科予防処置論	8	口腔保健管理 歯科予防処置法Ⅰ 歯科予防処置法Ⅱ 歯科予防処置法Ⅲ 小計	30 90	90	90	30 90 90 90	2 3 3 3	
	歯科保健指導論	7	栄養指導 歯科保健指導法Ⅰ 歯科保健指導法Ⅱ 歯科保健指導法Ⅲ 小計	60	60 90	60	60 60 90 60	2 2 3 2	
	歯科診療補助論	9	歯科理工学 臨床検査法 院内感染予防 歯科医療安全管理 医療保険事務 看護学概論・救急処置 歯科診療補助法Ⅰ 歯科診療補助法Ⅱ 美容歯科 小計	16 30 20 30 60	30 30 60	60	16 30 20 30 30 30 60 60 60	1 1 1 2 1 2 2 2	
	臨地実習（臨床実習を含む）	20	臨地・臨床実習Ⅰ 臨地・臨床実習Ⅱ 臨地・臨床実習Ⅲ 小計	45	540	360	45 540 360 945	1 12 8	
	その他	7	接遇マナー 摂食嚥下 口腔ケア基礎実技 卒業研究 総合演習 小計	16	30	30 60	16 30 30 60	1 2 1 2	
各学年前期後期合計			93	合計	1,021	1,136	800	2,957	118



医療事務クラーク学科カリキュラム

区分	教育内容	授業科目	1 学年	2 学年	履修 時間	履修 単位	備考
基礎分野	一般教養知識	秘書実務 I	60		60	4	
		秘書実務 II	30		30	2	
		POP コーディネーション I		30	30	1	
		ビジネススキル		16	16	1	
		小計	90	46	136	8	
	パソコン知識	情報基礎	60		60	2	
	Web デザイン	30		30	1		
	小計	90	0	90	3		
専門分野	医療事務基礎知識	医療事務 I	60		60	4	
		医療事務 II	60		60	4	
		医療事務 III	60		60	4	
		医療事務 IV	60		60	4	
		医療事務 V	30		30	2	
		メディカルクラーク I	60		60	4	
		メディカルクラーク II	60		60	4	
		メディカルクラーク III	60		60	2	
		メディカルクラーク IV	30		30	1	
		歯科事務アシスタント I	16		16	1	
	小計	496	0	496	30		
	医療事務応用知識	医療実務 I	30		30	2	
		医療実務 II		30	30	2	
		医療実務 III		30	30	2	
		ドクターズクラーク		60	60	4	
		ファーマシューティカル		60	60	4	
		ホスピタルコンシェルジュ		60	60	4	
		調剤報酬請求事務		60	60	4	
		歯科事務アシスタント II		16	16	1	
	小計	30	316	346	23		
	医療事務補助知識	医事コンピュータ演習	60		60	2	
		点字・手話		16	16	1	
		医療関連スキル	30		30	1	
		病棟クラーク演習		48	48	2	
		小児コミュニケーション		30	30	2	
		小児発達		30	30	2	
		ホスピタルアシスタント		60	60	2	
		薬局店舗実習・歯科医院実習	30		30	1	
	小計	120	184	304	13		
	病院実習	病院実習 I	45		45	1	
病院実習 II			90	90	2		
小計		45	90	135	3		

医療事務クラーク学科カリキュラム（つづき）

選択科目	社会実習	社会実習Ⅰ		45	45	1	社会実習と その他の科目の 選択
		社会実習Ⅱ		45	45	1	
		社会実習Ⅲ		45	45	1	
		社会実習Ⅳ		45	45	1	
		社会実習Ⅴ		45	45	1	
		社会実習Ⅵ		45	45	1	
	一般教養知識	POPコーディネーションⅡ		30	30	1	※
		医療キャリアデザイン		30	30	1	※
	パソコン知識	パソコンスキル		30	30	1	※
		情報応用		30	30	1	※
		プレゼンテーション		30	30	1	※
	医療事務応用知識	電子カルテシステム演習		30	30	1	※
		医療実務Ⅳ		30	30	2	※
		小計	0	210～ 270	210～ 270	6～8	
		総合計	871	846～ 906	1,717～ 1,777	86～88	

※印7科目と社会実習科目は、選択科目であり、選択科目の中から210時間分を選択して履修することとする。

別表第2 (第32条関係)

授業料・入学金その他の費用

<医療分野 専門課程>

学 科 \ 区 分	入学検定料	入学金	授業料 (年 額)	教育充実費 (年 額)
救急救命学科	25,000円	200,000円	820,000円	200,000円
臨床工学科	25,000円	200,000円	1,030,000円	200,000円
臨床検査学科	25,000円	200,000円	1,020,000円	250,000円
視能訓練学科	25,000円	200,000円	810,000円	150,000円
歯科衛生学科	25,000円	200,000円	650,000円	150,000円
歯科技工学科	25,000円	200,000円	950,000円	330,000円
科目等履修生			(1時間当り) 2,000円	

<商業実務分野 専門課程>

学 科 \ 区 分	入学検定料	入学金	授業料 (年 額)	教育充実費 (年 額)
医療事務ク拉克学科	25,000円	100,000円	740,000円	200,000円

別記第1号様式（第27条関係、救急救命学科、臨床工学科、臨床検査学科、視能訓練学科、  
 歯科衛生学科、歯科技工学科、医療事務クラーク学科）

第 号	契 印	学校法人吉田学園 吉田学園医療歯科専門学校 校長 氏 名 印	年 月 日	右の者は本校専門課程何々学科（〇年）の課程 （平成二十五年文部科学省告示第百三十三号による 職業実践専門課程）を修めたので卒業証書を授与し 学校教育法第百三十一条の二及び学校教育法施行 規則第百八十六条に基づき、専門士（何々専門課程）の 称号を授与する	氏 名 年 月 日 生	校 印	卒 業 証 書
--------	--------	--	-------------	---	----------------------------	--------	------------------

備考 何々学科には学科名、〇年には修業年限、何々専門課程には医療、商業実務のいずれかを記載するものとする。

附帯教育事業の修了証書

備考 何々科は、科名を記載するものとする。

第 号	契 印	学校法人吉田学園 吉田学園医療歯科専門学校 校長 氏 名 印	年 月 日	本校附帯教育事業の何々科の 課程を修了したことを証する	氏 名 年 月 日 生	校 印	修 了 証 書
--------	--------	--	-------------	--------------------------------	----------------------------	--------	------------------